

令和2年度 みなとデイサービスセンター 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 事業所の基本方針

- (1) 通所介護の提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的な実施。
- (2) 介護予防・日常生活総合支援事業における介護予防型通所サービス・短時間型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的な実施。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町

村、居宅介護支援事業者等、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携。

- (5) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供。
- (6) 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）並びに「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施。

4. 運営指針

法人理念・基本方針を基軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

①定期的な制度改正の動向を見据えながらも、地域で暮らす高齢者及びその高齢者を支援する関係機関のニーズを的確に捉え、柔軟に対応していきます。また、安定した運営を継続するため85%以上の利用率を目標とします。

【利用者サービス】

①充実した時間を過ごしていただけるよう、季節に合わせたイベントやレクリエーション・リズム体操・歌唱等を通じて心身機能の維持向上、介護予防に努め、社会参加・社会貢献・生きがいづくり・健康づくりなどの活動として取り組んでいきます。

【地域公益活動】

- ①ボランティア・実習生の受け入れ

福祉に関するあらゆる世代の関心を高め、その裾野を広げる取り組みで、福祉施設が主体的に実現できるものとして介護実習生や地域ボランティアの受け入れがあります。事業所への周囲の理解を深めるとともに地域社会との接点となり、活発な交流へと発展する機会として積極的に受け入れていきます。

- ②事業所の機能を積極的に地域へ開放・提供

当事業所では港区地域支援課と協定を結び、「災害時福祉避難所」として災害時の要援護者の受入を行う体制を

整えています。災害時の地域避難所へ避難しても十分な支援を受けることが困難な場合に、要援護者を設備の整った環境で受け入れ、手厚いサポートを提供することの出来る施設として貢献を果たしていきます。

【職員確保と育成】

- ①職員一人ひとりが介護の魅力を引き出すことで仕事の良さをみんなに伝えていきます。
- ②日々、生成変化する介護ニーズに対応して、ルーチンワークにならない創造的な介護を目指します。
- ③紙媒体の求人誌以外にも、インターネット上の多様な求人サイトを充実させることで、新卒及び中途採用の生活支援員(介護職員)の確保に努めます。

【建物・設備】

- ①修繕及び改築に向けての計画的な取り組み
平成元年から運営を開始した事業所は、同一建物の愛港園内にて運営しており、建物自体新館部分(平成元年)は、今年で開設から32年目を迎えることになります。設備面でも建物内各所で老朽化が目立ち、補修が必要な箇所も多々出てきています。

近い将来には建物全体の建て替えも視野に入れていく必要があり、愛港園と具体的な計画を検討するとともに財源の確保を含めて資金の準備に努めています。

【数値目標】

- ①利用率85%以上の維持による安定運営
- ②身体拘束ゼロ宣言（身体拘束廃止推進活動）
- ③食事摂取量の向上（残菜率10%以下）

(2) 中長期運営指針

- ①情報公開の推進、情報共有の深化、情報セキュリティの強化

ホームページなどの情報公開、事業所内情報の共有、情報漏洩策の強化を進めていきます。

②人権擁護の推進、虐待防止、身体拘束の廃止

高齢者虐待防止、身体拘束廃止などを推進し、高齢者に優しいサービスを提供する。いろいろな社会的差別などにも敏感になり、差別のない社会を目指します。

③介護保険の基本である自立支援を進める

高齢者に対して様々な形での自立支援（社会、経済、日常生活、精神、身体など）を進めていく。救護施設（こうせいみなど）との連携も視野に入れます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

利用者満足度を高める方法として、事業所に意見箱を設置し、事業所に対して意見や要望を出しやすい環境を作ります。集められた意見や苦情に対して真摯に向き合い、

解決に向け積極的に取り組みます。

(2) 健康維持管理サービス

①来所時にバイタルチェックを行い、必要に応じ主治医、医療機関、家族へ連絡を行い、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。

(3) 食事サービス

①食べることは大きな楽しみの一つでもありますので、食卓の雰囲気に気を配り、四季折々に季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を提供します。

また、事業所における食中毒等の事故を未然に防ぐため、安全な食材の確保と安全な調理に努め、職員・利用者が手洗いや消毒など励行し衛生管理に努めます。

(4) 機能訓練

急性期から回復期にかけての医療分野と、維持期での介護分野の関係が相互に連携しあう体制を構築していくとともに、介護予防としてのプログラムの導入を図っていきます。

(5) サービス向上

①ご利用者様お一人お一人求めておられることが異なれば、そのニーズも日々変化していきます。快適にご利用頂けるこだわりを常に持ち続けることで、より良いサービスの改善が図られると思います。現在の介護に満足することなく、研修や新しい試みの実現を通して、常に利用者本位の立場からサービスの永続的な改善に取り組んでいきます。

②福祉サービス第三者評価を2017年に受審しました。これらの中で多くの改善点が見つかり、この結果を受けて真摯にサービスの質の向上を図りたいと考えています。

(6) 人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

①高齢者虐待防止法の周知徹底を図ります。定期的な研修の他にも虐待防止に向けた具体的な施策を実施します。

②人権重視のサービス提供を目指して、介護や生活全般を見直します。また、虐待につながる不適切ケアを常にチェックして改善する中で、職員に虐待防止の考え方を浸透させていきます。

③人権意識の向上を図ると共に、身体拘束廃止に向けた取り組みを強化します。

6. 配置される職員体制について

・質の高い介護サービスを提供するには職員の質が問われてきます。そのため職員には各研修会や会議を通じて教育が行き届くよう指導していきます。

・介護保険法その他の法令に基づき、必要な職種・人員を確保し、利用者に適切なサービス提供ができる体制の維持に努めています。

(1) 会議・委員会・研修・資格

【法人】

法人全体での経営状況の検討や収支報告、課題検討、福祉情報の共有などを目的に各種会議を設けています。

①毎月開催会議

- ・法人内施設連絡会議
- ・介護保険事業部会議
- ・研修企画部会議

【事業所内】

事業所の方向性や直面する課題解決のため他職種協同により協議できる場面を設け、分析や見直し作業を実施していきます。

①毎月開催会議

- ・職員会議・サービス検討会議

②随時開催会議・委員会

- ・苦情解決委員会
- ・広報会議

③研修計画

利用者の人権を尊重し多様性を認め合うためには、事業所内外での教育機会が必要となります。専門家による講義により最新の知識や技術、社会福祉動向を身につける専門性の向上を図ります。

事業所内研修においては、これまでに蓄積したノウハウを集約した業務マニュアルに則り、手順の統一化を図り、業務の標準化をすすめています。次の段階として、業務の効率化とサービスレベルの底上げを行っていきます。研修受講による技術修得と同時に、講師役となつた職員は知識や技術を伝承していくことの大切さを感じることで指導的な役割を学ぶことができます。

④資格取得支援

職員の平均レベルを引き上げ実績に基づいた技術を確保するため、職員自身の励みともなるよう各種資格取得を支援していきます。

(2) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内事業部（介護保険、生活福祉、研修企画）間での連携により法人としての方向性を確認し、今後の進むべきあり方を日々研鑽し創造していきます。

また、法人のスケールメリットを活かし、どんな福祉相談に対しても対応し、必要機関に繋げることのできる地域の福祉拠点を目指します。

(1) 事故防止等安全対策

介護事故防止に向けてリスクマネジメントを充実させていき、転倒リスクの高い方には個別対応を行い骨折の減少を図り、また丁寧な介護を行うことで表皮剥離、誤嚥、誤飲、介護ミスなどの事故の減少を目指します。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

介護サービスを提供するにあたり、利用者本人やキーパーソンとなる家族からセンシティブな情報を入手することは少なくありません。サービス実施の上で必要な情報には、扱いを間違えると悪用されるような個人情報まで含まれていますので、特に取り扱いには注意を払う必要があります。

法人規程や取り扱いマニュアルに則り徹底した情報管理を行います。事業所内 PC には情報セキュリティソフトを導入し、データ操作のログ管理をおこない万が一の情報漏洩時にはそのポイントを特定できるような対策を十分に行っていきます。

(3) 防災災害等緊急時の対応

災害時の被害を最小限にとどめるため、同一建物の愛港園、第 2 愛港園、ときめき、隣接する社宅と合同で防災・地震・風水害の訓練を実施し、相互に応援態勢を取れるよう連携を強化していきます。また、人命安全防護のための教育を実施することで、高い防災意識を維持していきます。

(4) 防犯に関する体制対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部からの不審者の侵入や事業所内備品の盗難など防犯への対策も必須課題の一つです。

施錠や巡回監視など初歩的な防犯対策を取るとともに不審者の侵入を未然に防ぐよう照明やセンサーライトといった設備の点検を定期的に実施しています。万が一危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに愛港園や第 2 愛港園と連携をとり、警察への通報など適切な対処を行えるよう平常時より密に連携を取り合っています。

7. 危機管理

令和2年度 年間行事計画、特別献立

月	行 事	特 別 献 立
4月	お花見	「創立記念日」「お花見（弁当）」
5月	カーネーション作り	「端午の節句」
6月	音楽会	「時の記念日」
7月	七夕（笹飾り）	「七夕」「土用の丑」
8月	夏祭り（模擬店）	「お盆」
9月	敬老祝賀会	「秋分の日」
10月	室内運動会	「体育の日」
11月	蕎麦打ち実演	「文化の日」
12月	クリスマス会	「冬至」「クリスマス」
1月	書き初め	「おせち料理」
2月	節分豆まき	「節分」「バレンタインデー」
3月	雛人形作り	「ひな祭り」「春分の日」

令和2年度 職員内部研修会計画

月	研 修 内 容
4月	事業計画について
5月	(特定)個人情報保護、プライバシー保護の取り組み、人権研修
6月	食中毒予防について
7月	介護予防について
8月	認知症ケアについて
9月	事故の発生及び再発防止について
10月	身体拘束等の排除のための取組について
11月	感染症対策について
12月	非常災害時の対応について
1月	高齢者虐待防止について
2月	人権研修、感染症対策について
3月	倫理及び法令遵守について